

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

#### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

#### (3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### (4) 退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

#### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号、最終改正平成27年9月25日雇児発0925第1号・社援発0925第1号・老発0925第1号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

#### (6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第4条に規定する「職員」

### 4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(3)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)及び(2)に記す財務諸表のみを作成するものである。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (3) 当法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容  
(社会福祉事業区分)

#### ア 指定介護老人福祉施設 にしき苑拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム にしき苑を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

##### ① 本部サービス区分

理事会、評議員会の運営による経費、法人役員の報酬等その他のサービス区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部サービス区分を設けている。

##### ② 指定介護老人福祉施設 にしき苑(従来型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム[介護保険法(平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という)第8条第26項に規定する介護老人福祉施設]

##### ③ 指定地域密着型介護老人福祉施設 にしき苑(ユニット型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム(介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人

福祉施設)

- ④ 指定通所介護事業 高齢者在宅サービスセンターにしき苑サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業)及びこれと一体的に行われている旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス
- ⑤ 指定短期入所生活介護事業 にしき苑サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業(介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス
- ⑥ 指定居宅介護支援事業 居宅介護支援センターにしき苑サービス区分  
介護保険法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業(公益事業)
- ⑦ 指定訪問介護 にしき苑ヘルパーステーション  
社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する老人居宅介護等事業(介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業)及びこれと一体的に行われている旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防サービス
- ⑧ 障害福祉サービス事業(居宅介護)にしき苑ヘルパーステーション  
社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項に規定する居宅介護]  
なお、今年度の実績はない。
- ⑨ 障害福祉サービス事業(重度訪問介護)にしき苑ヘルパーステーション  
社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護)  
なお、今年度の実績はない。
- ⑩ 移動支援 にしき苑ヘルパーステーション  
社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する移動支援事業(障害者総合支援法第5条第24項に規定する移動支援)  
なお、今年度の実績はない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,498,218,000	0	0	1,498,218,000
建物	583,006,817	0	29,088,637	553,918,180
合計	2,081,224,817	0	29,088,637	2,052,136,180

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	1,498,218,000円
建物(基本財産)	553,918,180円
計	<u>2,052,136,180円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	101,090,000円
計	<u>101,090,000円</u>

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,715,710,929	1,161,792,749	553,918,180
建物	1,377,530	1,167,450	210,080
構築物	17,510,166	15,841,325	1,668,841
車輛運搬具	3,712,000	3,711,997	3
器具及び備品	127,283,781	125,760,651	1,523,130
有形リース資産	7,014,300	3,898,860	3,115,440
合計	1,872,608,706	1,312,173,032	560,435,674

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	76,595,680	0	76,595,680
合計	76,595,680	0	76,595,680

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

(1) 総合支援事業等への移行

要支援者に対する介護予防サービスとして実施してきた事業が平成27年4月施行の社会福祉法の改正によって介護予防・日常生活支援総合事業に改められたことに伴い、当法人の所轄庁である国分寺市が次期(平成28年4月1日開始)に移行する予定とされており、当法人もこれに従いサービス活動を開始するものである。

このことによる事業活動増減に与える影響は、軽微である。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	298,397 円	526,697 円
② 長期前払費用からの振替額	337,702 円	343,406 円
貸借対照表計上額	<u>636,099 円</u>	<u>870,103 円</u>

(2) リース取引関係

①ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

サーバー及びコンピューター端末機（器具及び備品）等である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（1）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立資産並びに積立金の注記

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 都・施設振興費積立金

「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（東京都福祉局長通知 5 福地指第 200 号）に基づき平成 12 年 3 月 31 日までに支給された都補助金（施設振興費）の未使用額を積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、当該補助金の支給対象である施設の新築、増改築、修繕及び設備の整備充実に要する経費等に使用する場合に理事会の決議により取り崩すものである。

なお、スプリンクラー用非常用発電機修繕に充てるため、平成 27 年 5 月 22 日開催の理事会承認のもと、1,000,000 円の取崩しを行なっている。

② 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に備えるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保している。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の決議により取り崩すものである。